

令和8年6月変更の体制届の提出に係るQ&A

Q1. 体制届の提出が必要な事業所は、どのような事業所ですか

A. 以下の事業所です。

- ・ 5月末時点で処遇改善加算Ⅰを算定しており、6月1日から加算Ⅰロに変更する場合
 - ・ 5月末時点で処遇改善加算Ⅱを算定しており、6月1日から加算Ⅱロに変更する場合
 - ・ (介護予防) 訪問看護・(介護予防) 訪問リハ・居宅介護支援・介護予防支援の事業所で、6月1日から処遇改善加算を算定する場合
 - ・ 6月1日付で加算Ⅰ～Ⅳ間の変更を行う場合
- 例：5月末時点で加算Ⅲを算定しており、6月1日から加算Ⅱイを算定する場合

Q2. 5月と6月で、処遇改善加算の区分が変わらない場合、体制届の提出は必要ですか。

A. 不要です。

また、5月末時点で処遇改善加算Ⅰを算定しており、6月1日から加算Ⅰイを算定する場合
5月末時点で処遇改善加算Ⅱを算定しており、6月1日から加算Ⅱイを算定する場合
についても、体制届の提出は不要です。

Q3. すでに6月分の体制届を提出していますが、再提出は必要ですか。

A. 再提出が必要です。

旧様式では加算の区別がつかない場合があるため、新様式で再度ご提出ください。
※ 5月1日以降に新様式で提出をした場合、再提出は不要です。

Q4. 処遇改善加算と同時に、他の加算の変更も一緒に届出できますか。

A. できません。

処遇改善加算の届出フォームで提出した他の加算（科学的介護推進体制加算等）については、同時提出であっても無効となります。
処遇改善加算以外の加算変更は、通常の提出期限を遵守のうえ、通常の届出フォーム
(<https://logoform.jp/form/hrtq/1279994>) からご提出ください。

Q5. 提出期限を過ぎた場合、どうなりますか。

A. 令和8年6月1日からの算定ができません。

処遇改善加算の受付フォームは、令和8年6月15日（月）の23時59分に閉鎖するため、提出期限を過ぎた場合、通常の届出フォームから体制届を提出する必要があります。
通常の届出フォームにおいては、体制届の受付延長は行っておりませんので、必ず期限内に、指定のフォームからご提出ください。

Q 6. 体制状況一覧表の旧様式で提出した場合、どうなりますか。

A. 令和8年6月1日からの算定ができない場合があります。

旧様式の場合、一部加算を判別できないため、届出が無効とみなされる場合があります。
必ず新様式にて、届出をご提出ください。

Q 7. 体制状況一覧表はどのリンクを開けばよいですか。

A. サービスによって異なります。

居宅サービス、地域密着型サービス、総合事業でリンク先が分かれています。
自事業所のサービスをご確認のうえ、該当区分をご判断ください。
なお、居宅サービスと地域密着型サービスについては、
サービスごとに分けて掲載しておりますので、ご参考ください。

Q 8. 同事業所の体制届を複数提出する必要がありますか。

A. 不要です。(総合事業と他のサービスを一体的に実施している場合を除く。)

居宅サービス等と介護予防サービスの場合、同じ届出で提出できます。
居宅サービス等と総合事業の場合、それぞれの届出の提出が必要です。

Q 9. 複数の体制届をまとめて提出したい場合、どうすればよいですか。

A. Zip ファイルにまとめてご提出ください。

Q 10. 通常のフォームから処遇改善加算以外の届出を提出しました。再提出が必要ですか。

A. 不要です。

ただし、サービス担当から差し替えの提出を依頼する場合があります。
依頼があった際は、差し替えをご提出ください。

Q 11. 誤った内容の体制状況一覧表を提出してしまいました。どうすればよいですか。

A. 修正した届出を再度ご提出ください。

各サービス担当が確認のうえ、後に提出した届出で確認を行います。
また、処遇改善加算計画書の内容とも突合を行います。